

令和7年美郷町議会議事録

第3回 定例会 (第4号)

招集年月日	令7年 9月 1日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和7年 9月 1日 午前 9時30分				
		議 長 原 克 美				
	閉会	令和7年 9月12日 午前 11時50分				
		議 長 原 克 美				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席 12名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議 長 (9)	原 克 美	○	5	藤 原 芳 樹	○
	副議長 (11)	藤 原 修 治	○	6	勝 田 秋 夫	○
	1	唐 溪 悦 子	○	7	牛 尾 博 文	○
	2	瀬 古 航 也	○	8	日 高 学	○
	3	松 浦 祐 太	○	10	福 島 教 次 郎	○
	4	中 原 伸 也	○	12	篠 根 正 一	○

会議録署名 議員	10番	福島教次郎	11番	藤原修治
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	住民課長	行田綾子
	副町長	山根啓史	健康福祉課長	志村幸恵
	教育長	阿川俊治	産業振興課長	行田将士
	総務課長	中原輝文	美郷バレー課長	安田亮
	企画推進課長	永妻孝司	建設課長	三上智央
	情報・未来技術戦略課長	佐竹一輝	大和事務所長	吉村猛
	活気あふれる町づくり課長	石田圭司	教育課長	旭林修範
	会計課長	森原健次		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和 7 年美郷町議会第 3 回定例会議事日程 (第 4 号)

令和 7 年 9 月 1 2 日 (金) 午前 9 時 3 0 分 開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	行政報告
3	一般質問
4	委員会審査報告及び質疑
5	<p>議案の討論及び表決</p> <p>【条例案】</p> <p>議案第 5 4 号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>【予算案】</p> <p>議案第 5 5 号 令和 7 年度美郷町一般会計補正予算 (第 2 号)</p> <p>議案第 5 6 号 令和 7 年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)</p> <p>議案第 5 7 号 令和 7 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)</p> <p>議案第 5 8 号 令和 7 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算 (第 1 号)</p> <p>【一般事件案】</p> <p>議案第 5 9 号 令和 6 年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることについて</p> <p>議案第 6 0 号 令和 6 年度簡易水道事業会計決算の認定を求めることについて</p>

	<p>議案第61号 令和6年度下水道事業会計決算の認定を求めることについて</p> <p>議案第62号 町道路線の認定について</p> <p>議案第63号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任について</p> <p>議案第64号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任について</p> <p>議案第65号 美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任について</p>
6	議員派遣の件
7	委員会の継続審査調査付託

(開 会 午 前 9時30分)

●原議長

おはようございます。

全員出席であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、予めお手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、福島議員、11番、藤原修治議員を指名いたします。

日程第2、行政報告を行います。町長から行政報告の申し出がありましたのでこれを受けたいと思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

皆さんおはようございます。議長の許可をいただきましたので、5点ご報告をいたします。1点目に、「美郷バレー・山くじらフォーラム」と「ジビエの夕べに」について申し上げます。10月2日に、みさと館を会場に、「美郷バレー・山くじらフォーラム」を開催いたします。今回は、JR三江線廃線跡地を活用した鉄道林再生実証実験と、ドローンを活用した林業省力化の実用化という2つの美郷バレーの新たな取組みをテーマに行います。フォーラムには、連携をする広島大学、古河電気工業、JR西日本、JR西日本コンサルタンツ、タイガー株式会社、邑智郡森林組合の6社の協賛と、鳥取大学農学部への応援をいただき、取組みの内容と成果について応援をしていただきます。また、講演後には、乙原のJR三江線跡地で、JR西日本による廃線鉄道林を活用した木材搬出の現地説明を行います。産官学民が連携をして、様々な分野で取組みが進んでおり、美郷バレーは着実に進歩しています。この新たな分野での全国的な課題に対する美郷町発の解決モデルを広く発信をしたいと考えています。また、同日の夕方には、「ジビエの夕べ」を、ゴールデンユートピアで開催します。飲食店のまたたびさん、タイガー株式会社と美郷町がジビエユニットを組み、イノシシ肉の「おおち山くじら」とシカ肉の「美郷もみじ」の2つの特産品によるジビエ料理や、美郷町産のトマトなどを使った料理を提供します。これらのジビエ料理は、町内飲食店の看板人気メニューとなり、小中学校の給食食材としても定着をしています。また、町外から、これらのメニューを目当てに来られる方も多数おられ、お店の前にお客さんが並んでいらっしゃることもしばしばです。町民の方が一層ジビエに親しんでいただき、また、全国から集まるフォーラム参加者にもご堪能いただき、「ジビエの町美郷町」を大いにPRをしたいと思います。

2点目に美郷バリ・フェスティバルについて申し上げます。今年も美郷バリ・フェスティバルを10月12日日曜日に、カヌーパークみさとカヌーレ IMAI で開催します。前日の11日土曜日には前夜祭を行い、ケチャワークショップ、千原神楽団による神楽の上演を予定しています。今年のフェスティバルは、ミサト・サリバリ島マス村の楽団に加えて、台湾から台湾大学と台北芸術大学の2楽団、また、沖縄県の楽団マハタリトゥルビットの計5つの楽団によるガムラン演奏が行われます。その他にも、ケチャやガム

ラン、石見神楽とガムラン楽器のコラボによる創作神楽など、昨年に増して充実したプログラムで実施をします。会場内のマルシェでは、バリ関連では有名スキンケアブランドやアクセサリ、飲食店などの12の事業者、台湾関連の2事業者や沖縄の飲食店など、町内外から27事業者が出店を予定されています。そして、イベントフィナーレでは、参加者の皆さんでバルーンを一斉に上あげ、夜空を照らし、彩るバルーン・ランタンも計画をしています。多くの町民、全国のバリ好きの方に参加をしていただき、美郷町を楽しんでいただきたいと思います。議員の皆様におかれましても、ぜひこれらのイベントにご参加いただければと思います。

3点目に、大学生の来町・滞在による滞在人口・活動人口の増加について申し上げます。今年度から、大学生の来町支援メニューを充実をし、インターンやフィールドワークなどでの来町者、滞在者が増加をしています。麻布大学の学生、教職員の来町・滞在が大幅に増えており、4月から7月末までの学生、教職員の滞在は、宿泊延べ日数111泊となっており、宿泊数は前年同期の5泊と比べ20倍以上に増えております。麻布大学の教育プログラムにおいて、フィールドワークセンターの教育研究拠点としての位置づけが年々高まっており、江口祐輔教授の研究室の学生受入れ数は大幅に増え、町に長期滞在をして卒業論文を作成する学生も増加をしています。また、フィールドワーク演習科目も人気が高まっており、来町する学生が増えています。8月中旬から9月上旬にかけては、獣医学部動物資源経済学研究室の演習のほか、2班の実習があり、延べ学生43人、大学院生4人、教員5人の52名が来町・滞在をされ、町内の事業者からも経済効果が現れていると喜びの声もいただいています。そして、演習カリキュラムでは、美郷バレエ等の取組みの見学、体験や山くじら・美郷もみじの調理体験などを通じて、町内の企業や飲食店、町民とも交流を深めていただいています。その他、様々な大学から学生が来町し、活動をしています。東京経済大学は、昨年から2年連続でインターンシップ目的で来町されています。経済学部の公務員志望の3年生5人が、8月18日から22日まで5日間滞在をされ、フィールドワークや地域と交流をし、最終日には町に事業提案もしていただきました。追手門学院大学からは、地域創造学部の2年生と3年生の4人が来町されました。9月7日から9日までの3日間、フィールドワークも含め町の施策を学び、関連施設を見学し、行政のイメージが変わり、公務員の仕事に興味を持たれた学生もいらっしゃいました。千葉商科大学からは総合政策学部の3年生1人、1年生5人の計6人が来町されております。9月8日から10日までの3日間滞在をされて、美郷町をフィールドに政策研修を行い、最終日には、その活動報告と意見交換を行い、町への事業提案をいただきました。10月には、広島修道大学の国際コミュニティ学部1年生4人がフィールドワークで来町される予定です。広島市立大学芸術学部1年生5人の学生に、美郷バリ・フェスティバルで、バリの町にちなんだオブジェを制作展示していただくことになり、既に来場いただき、また、フェスティバルの前日から再び来町いただく予定となっています。また、大人の山体験は、都市圏から10人の申込みをいただき、大学生4人を含む5人の方が参加をされます。その中には、昨年参加された先輩から進められて、参加をされる学生もいらっしゃいます。8月から4人が滞在されており、ミニトマト農家での就農体験や、地域との交流をされています。実際に美郷町に来町して、町の取組を知り、地域と交流をする経験を通じて、美郷町に興味を持つ大学生を増やしていく取組を引き続き注力をしてまいりたいと思います。そして、滞

在人口、活動人口の拡大、町の活性化につなげてまいりたいと考えています。4 点目に、「みさと。PAY 半額まつり」の実施状況について申し上げます。2 年ぶりとなる「みさと。PAY 半額まつり」を、町民の方向けには 8 月 1 日から 31 日まで、町外の方向けに、8 月 8 日から 17 日までを対象期間として実施をいたしました。今回のキャンペーンでは、対象店と支払い方法を変更し、対象店は、「みさと。Pay」加盟店のみ、支払い方法は「みさと。Pay」カード、または「みさと。Pay」アプリで実施をしました。事前の周知も行い、こうした変更に関しても、混乱もなく実施することができています。利用額は、7368 万円で、前回とほぼ同水準の利用をいただきました。利用内訳としましては、町民が 6836 万円、ビジターが 532 万円となっています。また、参加率としましては、町民の約 5 割の方に利用をいただいています。9 月 10 日には、3073 万円相当をポイントバックをしております。物価高騰の中で、町民の皆さんの暮らしの支援に加えて、町外へ流出していた消費の呼び戻しや、町外からの外貨獲得といった町内消費を活発化させる効果があったと考えています。また、ポイントバックによる今後の消費にも期待が出来ます。今後の「みさと。Pay」の普及、活用による町内消費循環、外貨の獲得に努めてまいりたいと思います。5 点目の工事発注状況につきましては、別紙に記載しておりますので、ご覧いただければと思います。

●原議長

町長の行政報告は終わりました。

日程第 3、一般質問を行います。

通告 7 までの一般質問が終了しておりますので、本日は、通告 8 から通告 9 までの一般質問を行います。

通告 8 番、5 番・藤原芳樹議員。

●原議長

5 番・藤原芳樹議員。

●藤原芳樹議員

おはようございます。5 番、藤原芳樹でございます。初めての一般質問で、大変緊張しております。ですが、一生懸命思いを訴えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひします。本日は、公共事業における、木材の利用についてという課題と、ニホンザルの被害対策について、という 2 点について、質問いたします。まずは、公共事業における木材利用について、お尋ねいたします。公共事業での木材利用を促進するため、国は、平成 22 年に公共建築物等における木材利用の促進に関する法律という法律を制定しました。その後、民間建築物を含む建築物一般で、木材利用を促進するため、令和 3 年に、脱炭素社会の実現に資するための建築物等における木材利用の促進に関する法律に改正されております。この法律に則した形で、島根県は、島根県木材利用の促進に関する基本方針を策定し、美郷町においても、美郷町における地域産木材の利用の促進に関する基本方針として策定をされております。美郷町が策定しました基本方針の具体的な内容の主なものは、公共建築物の新築、増改築を行う場合、高さ 16 メートル以下かつ 3 階以下で、延べ床面積が 3000 平方メートル以下の施設は、地域産木材を使った木造化に努め、木造化が困難な場合は、内装等に積極的に地域産木材を使った木質化に努めると。もう 1 つ地域産木材の利用に対する町民の理解を深めるとともに、民間

事業者が整備する公共建築物に準じる施設、住宅、店舗等の施設においても、地域産木材の整備と積極的な利用を促進すると記述があります。そこで、伺いたいことは、この計画でいう地域産木材とは、どの地域の木材を考えたら良いか。また、近年、美郷町が施行されました公共建築物、例えばカヌーパークみさとであったり、サステナブルハウスの木材の利用量及び利用量のうち、地域産木材の占める割合をご教授いただければというふうに思います。次に、ニホンザルの被害対策についてです。県内のニホンザルの生息頭数は、2021年の調査データでは、63群2410頭というような報道でありましたが、本年5月に公表された2024年の調査データでは、71群3600頭と、3年間で群の数は1.1倍、頭数で1.5倍に急増しております。私も居住しております都賀行地域では、5年ぐらい前から、サルの出没が増え、都賀行公民館・自治会を中心に、被害対策研修会の実施や、防護柵の設置、放任果樹の除去、追い払い研修等実施し、集落ぐるみの被害防止対策を実施してきておりますが、住民感情としては、被害は減少しておらず、効果が目に見えていないというのが実情かと思えます。そこで、1つ連携について、伺いたいと思います。都賀行地域においては、災害時の連絡体制等の研修会を契機に、LINEのグループチャットを導入して、地域内の鳥獣の出没や、道路の落石等生活に関連する情報を共有する体制を十分ではないものの整いつつあるところですので。ニホンザルは、広域で移動するため、美郷町鳥獣被害防止計画にあるように、集落間の情報の共有が必要と思われませんが、美郷町内で、そのような連携や情報共有はあるのか、伺いたいと思います。また、令和7年3月議会の町長答弁の中で、今後、県や関係市町関係機関をメンバーとした広域協議会を設立し、連携して被害対策を行うといったような答弁があったかに思います。その後、動きはどのような動きがあるのか、あわせて、広域協議会で取り組む具体的内容等分ければ情報提供できる範囲でご教示いただければと思います。よろしく申し上げます。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、藤原芳樹議員のご質問、公共事業における木材利用についてにお答えをいたします。初めに、この計画でいう地域産材が、どの地域の木材であるかというご質問についてご説明いたします。美郷町における地域産木材の利用促進に関する基本方針では、地域産木材とは、第一義的に美郷町内で算出されるもの、第二義的に隣接する地域において算出されるもの、第三義的に島根県内において算出されるものとするとしています。そして、具体的な努力目標や推進体制を定め、地域産木材の利用を促進していくための美郷町の地域産木材利用行動計画には、基本事項において、地域産木材を県産木材とすると定義し、明記をしています。このため、美郷町の公共建築物の工事の仕様書には、島根県産材、島根県内の森林から生産された木材を使用するものとするという一文を入れるようにしています。次に、昨年11月に完成しました「カヌーパークみさとカヌーレ IMAI」とサステナブルハウスの木材利用料量と、その利用量のうち地域産材の占める割合についてお答えをいたします。カヌーパークみさととは、全体の木材利用量は189.6立方メートル、そのうち、県産材は、柱と土台に使われ、146.8立方メートル割合にして77%となっています。サステナブルハウスの1棟当たりの全体の木材利用量は、10立方メートル、そのうち、県産材は87%にあたる8.7立方メートルになり

ます。サステナブルハウスの建設は、令和5年度に始まり、令和6年度末で13棟建設しておりますので、累計で130立方メートル、そのうち県産材は約113立方メートルとなっています。

●原議長

5番、藤原芳樹議員。

●藤原芳樹議員

回答を聞かせていただきますと、地域産木材については、島根県産材という形になるかと思いますが、最初のところで美郷町内で、算出されるもの、第一義的には美郷町内で算出されるもの、第二義的には、隣接する地域において算出されるものというふうにあります。美郷町内には、製材工場は、今、ありませんが、優秀な木材生産の事業体は、3社あるというふうに思っています。美郷町産材なり、近隣の隣接する地域に置いて算出されるものをという形の木材が、この中でどの程度、使用されておるというふうに考えたらよろしいのでしょうか。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

藤原芳樹議員の美郷町産材の使用割合というご質問でございますけども、先ほど町長が答弁で申し上げましたように、地域材の定義が、一応町としては県産材としていることから、現産材100%という割合になっております。ただし、その中には、郡産残材、または美郷町産材を使われている、または、使われていない可能性もあるというところでの内容で把握しております。ちなみに、郡産材っていうところの登録の認証機関がございませんで、県産材というところが、基本的に、木材の協会のほうから、認証をしているというふうになっております。県産材の中には、小さく市町のどこから生産されたかということも、小さく書かれてはいるんですけども、先ほどの基本方針、あるいは、利用計画の中で県産材としているところから、そこまでの細かな把握はしていないというところが現状でございます。

●原議長

5番、藤原議員。

●藤原芳樹議員

ただやはり一番近い、近いといいますか、美郷町で育った木材であるとか、邑智郡内で生産された木材を使うことが必要ではないかなというふうに思うのですが、何か、例えば、地域産木材を使うことに関して、何か大きな課題があるというふうにご認識でしょうか。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

この利用に関しまして、今、藤原芳樹議員言われました、何か課題があるんじゃないかということになっておりますけども、この基本計画の中には、町が積極的に使用するという項目とともに、第5のところで、林業事業体または木材加工業者、その他の関係

者が品質や供給体制等の向上に努める。あるいは、具体的な利用の地域材の具体的な利用の提案を努めるというふうに、逆にそうした関係者からの使い勝手がいいような提案、あるいは、規格、量を確保していくっていう努力を努めるということも一文でございます。実態はですね、この県産材にしているという理由はですね、限られた財源の中で、公共事業を確実に完成していくためには、やっぱり設計に基づいて、品質を含めた木材価格や木材量の供給が必要不可欠になってくると考えております。町産材や郡産材に限定していけば、設計内容を満たすことが出来ない場合や、さらには設計者と施工業者、製造業者、素材生産業者関係の連携など、連携体制が十分構築されていないという現状が課題としてあるのではないかと。こうしたことを考慮した場合は、県下の原木の生産流通加工の県下全体ネットワークで、木材資材の供給が確実に確保できると意図したところから、県産材を広く定義づけて町としてはやっておりますけども、そうした質の確保、量の確保、それともう一つはスピードのこの3点あわせて、サプライチェーンじゃないんですけどもやっぱり供給網がやっぱり十分出来てないというところが課題になっているということでございます。

●原議長

5番、藤原議員。

●藤原芳樹議員

確かに、美郷町内に製材工場というのはないので、なかなか、町内での一貫した作業というのはなかなか難しいとは思いますが、島根県木材協会を邑智支部という形でしっかり連携をされ、しっかり供給体制としては、完全なものではないかもしれませんが、一定程度、量なり、質を確保できる能力は持っておられるというふうに思っております。それにつけては、これから、例えば、令和7年度も、サステナブルハウスの建設の計画がありますが、これどちらも約10立方程度の木材の利用の計画があるというふうに伺っております。その中で、ちょっとあの納期の問題とか、品質の問題で大きな課題があって、建設業者であったりだとか、入居予定者の方に迷惑をかけるようなことがあれば、ちょっと、実施するべきではないのかもしれませんが、こういった可能なところで、まず取り組んで、邑智郡産材なりでですね、まず取り組んでみるということが必要ではないかなというふうに思いますが、お考えはいかがでしょうか。

●原議長

番外、建設課長。

●三上建設課長

サステナブル住宅につきましては建設課の方で建築しておりますので、お答えさせていただきます。これまで13棟建築しておりますが、これまでも、またこのたび発注をさせていただこうと思っている2棟につきましても、仕様書の方で、県内産資材を使うという指示をしております。また、邑智郡内で生産されていない工事資材を使用する場合には、原則として、邑智郡内の取り扱い業者が購入した資材を使用するという指示もさせていただいております。全てができるかどうか、先ほどバレー課長が申しましたように、材料が、確保できる等もありますので、全てが出来ているかどうかというのは、あれですが、そういう指示はさせていただいております。

●原議長

5番、藤原議員。

●藤原芳樹議員

ちなみに地域産木材ということを確認する手法というのは、何をもって確認をしておられるのでしょうか。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

公共施設の建設を持つ所管課それぞれございまして、ここの所管課によって多少、確認方法も違いますけども、基本的には、設計管理者に委託をしているというところで、その際、委託業者を通じて確認をしたり、また、直接、製品納入時や、材料伝票の確認、また竣工検査、出来高設計、納品書の確認等で行っているというのが、基本的なところございまして。また先ほど各課によって多少異なると申し上げましたけども、これにつきましては、公共施設の建設目的のウエイトによって多少違ってくると。例えばウエイトによっても各課によって確認方法が、多少違ってくると思っております。例えば地域材、今、藤原議員言っておられます県産材、郡内産材、町産材を使うことが、一つの内装として一番の目的になっているのところはですね、建物に関しましては、そこに非常にしっかりと確認や条件をつけていくと。また規格等も確保出来やすいように事前にこういうふうには確保していくということになりますけども、逆に公共施設そのものの用途に、やっぱり一番にウエイトを持っていくということに関しましては、確認方法も多少、業者任せというか、設計管理し、基本的なところでの流れというふうになっております。

●原議長

5番、藤原議員。

●藤原芳樹議員

今、答弁の中に設計業者さんの役割が重要だというふうに認識しました。平成22年に美郷町で建設されたおおち保育園ですとか、本年8月に邑南町にオープンした道の駅邑南の里の建築に当たっては、地域産木材を積極的に活用するというを目的に、設計会社、建設会社と木材協会が連携、協議を行って、結果として邑智保育園では、その時には、邑智郡産材だったと思うんですけども、75%の邑智郡産材が使用されたというふうにお聞きしております。そういった形で、やはり設計と設計の会社なり設計者としてしっかりと地域材を積極的に使うという共通認識を持ちながら、協議を行っていく事が重要だというふうに思っております。で、令和9年度末完成予定の賑わい創出拠点施設については、多分製材品の規格も多く、木材使用量も多くなるというふうに思っております。木材調達のためには、伐採から乾燥、加工まで一定程度時間が必要であり、短い工期の中では、なかなか、邑智郡産材といったような部分の地域産木材の調達がなかなか困難になってくるのではないかとというふうに思っております。つきましては、ぜひ、実設計に当たって、地域産木材の積極的な活用ができるよう設計者との連携、調整をですね、しっかりとやっていくということが重要だというふうに思うんですが、そういった

ような連携はお考えでしょうか。

●原議長

番外、産業振興課長。

●行田産業振興課長

ご質問ありがとうございます。賑わい創出施設の建築にあたりましては、今現在、ご承知の基本設計の修正作業等行っております。設計事業者と今後、協議になりますけども、そもそも木材利用のところに關しまして、施設全体のコストを今下げるといふふうなところでお話をさせていただいてるかと思ひます。そのところで木材の利用がちょっと、今後どれぐらいになるかわかりませんが、ただ今回計画しております未就学児向けの屋内遊具施設ですね、このところっていうのは、ぜひ木材利用のところを考へていきたいといふふうなところだと思ひております。町長以下あちこちのところの未就学施設のところを見ますと、やはりたくさん木材が使われているような実情がございます。そういったところでも、やはり、木のぬくもりっていうようなところですね、というふうなところのコンセプトもありますので、そういったところも、今後事業者と検討しながら、していきたいなといふふうだと思ひます。よろしくお願ひします。

●原議長

5番、藤原議員。

●藤原芳樹議員

ありがとうございます。ぜひとも、この賑わい創出拠点施設をはじめ、これから、それぞれ町の公共事業の中で、いろんな計画が出てこようかと思ひます。地域産木材が多く使われ、町民の皆さんに、木材の良さを実感できるような施設をつくっていただきたいということをお願ひしまして、最初の質問を終了したいと思ひます。ありがとうございます。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、2点目のご質問につきまして、お答えをいたします。初めに、都賀行地域におかれましては、従来からサル対策に熱心に取り組まれ、令和4年度みさと館で開催いたしました美郷バレー山くじらフォーラムにおきまして、都賀行地域の関係者の方にもたくさんご参加をいただき、都賀行公民館のサル対策を初めとした獣害対策を発表していただくなど、獣害対策には熱心に取り組まれている地域というふうだに認識をしております。令和5年度には、都賀行地域にサルの群れが頻繁に出没した際に、放任果樹の伐採や、サルの防護柵の設置指導など迅速な対応で、確実にサルの餌場の価値の低減や、設置指導後の農作物の収穫につなげるなど、都賀行公民館を中心に、都賀行地域の住民の皆さんと、井上雅央先生、麻布大学の江口教授など、美郷バレー関係者と2人3脚で取り組んでまいりました引き続き、地域の核となる都賀行公民館と連携をしながら、美郷バレーきゃらバンなどを通じて、サポートに努めてまいりたいと思ひます。「美郷町内の自治会を超えた情報の共有、連携はあるのか」とのご質問についてお答えします。幾つか参考になる例がございます。1つの参考例としましては、比之宮地域で取り組ま

れている事例です。昨年7月に、サルの群れが多発した比之宮地区では、「比之宮サル対策ライングループ」を住民主体で結成をされ、出没や、当事者がどう対策したのか、逃げた方向など、目撃情報をラインで共有をされています。現在、3つの自治会で64人の方がLINE登録されていると伺っています。このほか、上野連合自治会他3連合自治会で、LINEによるネットワークを構築して、日常的にイベント情報などを共有されており、この仕組みの中で、サル対策の情報も共有をされています。こうした広域の連携を成果に結びつけていくためには、まず、何よりも、各単一自治会による環境整備や防除対策など日頃の集落ぐるみの取り組みが実践されているということが重要であり出発点になります。次にサル対策における島根県市町村間の連携についてのご質問にお答えします。島根県が行われました令和6年度隠岐地域を除く県全域のニホンザル生息状況の調査結果では、サルの群れはほぼ全域に生息をし、通年・頻繁に出没をし、生活環境被害が大きく、人慣れが進んでいるため、被害防除効果がない評価に相当するサルの危険度レベル5とする群れが県下では、大田市、邑智郡圏域の中央部、雲南市、益田市、津和野町の3つの圏域に集中して生息分布をしていることが分かっています。この調査結果から、島根県では、3つの圏域で、県と市町のユニットを形成して、加害レベルの高いサルの群れを中心に、捕獲など総合的な被害防除対策を行うことを決定をされています。その一つ、県中央部の圏域は島根県を軸に美郷町を含めた邑智郡の3町、それと、大田市に、今後サルの群れの誘導域が広がる恐れのある出雲市、江津市、浜田市、飯南町を加えた県内の中央部全体のユニットの枠組みで広域的な対策の調整が今行われているところです。圏域で取り組む具体的な内容につきましては、島根県が中心となって策定しているため、現時点で美郷町として認識している分かる範囲でお答えをいたします。県中央ユニットの圏域では、加害レベル5のサルの群れの生息する2つの自治体の2群に対して、個体群管理と被害防除対策、生息環境整備の両輪で総合的な被害対策を実施をしていくことになっています。具体的には、個体群管理については、専門技術ノウハウを有するため、島根県が株式会社野生動物保護管理事務所に委託をして効果的な捕獲のためのサル生息調査が行われます。メスザルを捕獲してGPS首輪をつける方法で、誘導域の把握や、群れの個体数実測調査を2年から3年かけて行われる予定となっています。一方、生息環境整備につきましても、島根県と野生動物保護管理事務所で集落点検や防護柵の適切な設置、環境整備などの対策や課題に対する伴走支援など集落のフォローアップをこの秋以降で実施をしていく予定となっています。事業開始から4年、5年目に被害対策捕獲の効果検証をするため、ルートセンサス等による生息状況調査を実施をし、このモデル事業で構築した対策を圏域内をはじめ県内に波及をさせていく方向で計画をされています。美郷町としましても、島根県や各市町としっかり連携をとり、対策や情報共有を図りながら、総合的対策を推進してまいりたいと思います。

●原議長

5番、藤原議員。

●藤原芳樹議員

具体的に、追い払いについて伺いたいと思いますが、先日私は、動物駆逐用煙火の使用の講習会にも参加をしてきたところですが、動物駆逐用煙火であったりロケット花火であったりというような追い払いが大半だとは思いますが、それ以外の方法で、美郷町内ですら、追い払いを実施しておられる事例はございますでしょうか。また、現段

階でどういった追い払いの方法が有効だと考えておられるか、ご教示いただければと思います。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

追い払いの有効事例なんですけども、それ以外、今、藤原芳樹議員おっしゃられました以外ですね、事例というのは、今のところございませんが、一時期は、ゴム銃のようなもので、パチンコで狙ったりとか、あるいは銃のモデルガンの格好でお払いをしたりとか、あるいは猟友会のオレンジのジャンパーを着てですね、追い払うというようなこともございましたけども、やはり、サルは、識別とか慣れとかあるいは、ゴム銃も当たらなかつたりというようなこともございまして、今、余りこう見かけるといことはございません。その中で、有効的に思うのはやはり、サルというのは花火を怖がるんじゃないくて、やはり人間を怖がっているということで、人間が近くによるとやっぱり逃げるということになっております。美郷町の公式 SNS の美郷バレーのノートですね、丸山のサル退治というのをシリーズで幾つか挙げておりますけども、そこに、主人公でしんごちゃんという町内の方を挙げておりますけども、その方がやはり、花火よりもやっぱり近づいていくことが大事だというようなことをあげておりまして、そこら辺がアップしておりますので、また見ていただければと思います。もう1点、有効、追い払いの有効な手段ということなんですけども、追い払いはあくまでも総合対策の一部でございまして、やはり井上先生いわく、雅ねえいわく、やっぱり一番はみんなで勉強、2に守れる田畑、集落、3、囲いや追い払いと、ここで追い払いが出てくるんですけど、4は個人で無理しないと、サルの対策の極意とやっぱり言われております。やっぱり、追い払いが全てではなく、総合的に手順を踏んでしっかりやることが重要だと思いますし、サル対策そのものは、イノシシの個人戦と違ひまして、やはり団体戦チーム戦だと思っております。やっぱり集落全体でチーム戦でコミュニティを活かしながらやっていくのが大事なかなというふうに思っております。以上です。

●原議長

5番、藤原議員。

●藤原芳樹議員

今、答弁にありましたように、追い払いのみでサルの被害が収まるというふうには思っておりません。確かに集落、誰かが活動することによって、被害っていうのは収まるものではなくて、多分、集落なり、広い、広いというか、大人数で追い払いをやっていかないと効果がないというのは、理解をしているつもりです。で、先ほど町長の答弁の中には島根県が取組む2つの自治体で、モデル的に被害対策を実施するというふうな計画があるというふうに伺っております。答弁があったかに思います。ぜひとも、美郷町は集落での追い払いの体制であったり、いろいろ、美郷バレーキャラバンなり、取組み一生懸命やっておられます。ぜひ、この2つの自治体、この自治体は、美郷町ですね、この被害対策を実施してもらおうように、町としても、ぜひ引っ張ってきていただきたいというふうに思いますし、私も、元県の職員として、鳥獣の担当したこともございますので、県のほうへも働きかけていきたいというふうに思いますので、ぜひとも、美郷町

で成功事例をですね、つくっていただければというふうに思います。よろしくお願ひします。

●原議長

番外、美郷バレー課長。

●安田美郷バレー課長

ありがとうございます。県央ユニットの自治体が3市4町で形成されておりますから、モデルが2つの自治体という採択は、非常に厳しい枠だと現時点では思っております。しかしながら、今、藤原芳樹議員おっしゃられましたように、これまでの前職の知識、あるいは強みと心強い言葉を、ご提案をいただいたところですが、思いますが、今鳥根県の鳥獣行政を担っている職員の複数が麻布大学、またこの美郷町で学生生活を過ごして、鳥獣対策で今県の鳥獣行政を引っ張っているということが1点と、あと江口先生の教え子も、また、専門員として県下で動いていると。藤原芳樹議員も中山間センター、また各出先のセンターで、課長、部長で鳥獣対策を麻布の専門医、あるいは研究員と一緒に仕事をされて鳥獣対策をやったということで、先ほどの藤原芳樹議員、今度は、職員でなくて議員さんとしてですね、今、こうしたご支援を、ぜひ引っ張ってくるようにというような温かい言葉をいただきましたので、美郷町としましても、まだ決定ではございませんけども、鳥根県の方にしっかり働きかけて、このモデル2つのモデル地域1つをこちらのほうで、招致できるように努めてまいりますので、どうかご助言とご指導をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

●原議長

5番、藤原議員。

●藤原芳樹議員

よろしくお願ひしたいと思ひます。サルの被害については、町内の多くの地域で困っている課題だと思ひます。住民レベル、地域レベルでは、集落を餌場にしないための収穫されない果樹の伐採であったり、電気柵などの被害防止対策、追い払いなどできることを地道に継続していこうと思ひてますが、あわせて、美郷町におかれましても、駆除班による効果的な捕獲を行っていただいたり、出没状況の情報共有や、美郷バレーきゃらばんによる、継続した現地指導などによりまして、被害対策を後押しなり、並行して行っていただくことをお願ひして、私の一般質問を終了したいと思ひます。ありがとうございました。

●原議長

藤原芳樹議員の質問が終わりました。

ここで、10時35分まで休憩いたします。

(休憩 午前 10時24分)

(再開 午前 10時35分)

●原議長

会議を再開いたします。

通告 9、6 番・勝田議員。

●原議長

6 番、勝田議員。

●勝田議員

改めまして、おはようございます。今回、初当選させていただいた勝田と申します。この議場の張り詰めた空気を感じ緊張して、ましてや最後ということで、どういう答弁になるかわかりませんが、一生懸命やりたいと思いますので、よろしく願いいたします。初めに、議長、通告書の方で、提出した後に行動をとったために、多少数字の変更の若干の変更があるかもしれませんが、お許してください。

(了解しましたとの声)

●勝田議員

私のほうから、2つ質問させていただきます。1つ目は、交通手段が難しい地域の解消問題に向けてということですが、君谷別府地域には、地域住民が安心して住み続けることができるよう、買物と病院の移動支援として、平成 24 年 3 月に NPO 法人別府安心ネットを立ち上げられ、現在も活躍されておられます。空白地有償運送と福祉有償運送を取得し、現在別府地域、君谷地域の一部の住民にとって必要不可欠な事業所となっております。しかし、運営するためには、様々な問題があると聞いております。問題点としまして、一つ設立時交通会議にて利用可能な区域が君谷 7 自治会の内 5 自治会、2つの自治会は利用出来ない区分けがなされました。同一地域で分断される、公平性の面で住民が理解しがたいものがあると思います。その代替として、タクシー券が希望者のみ配布されていますが、川本、美郷町内限り月 8 回の利用可能、邑南、大田、出雲方面の買物、通院には利用出来ません。その時の交通手段は難しいものがあります。今現在、免許返納と言われる時代ですが、返納してしまえばもっと困窮した生活を送らなければなりません。設立から 13 年の時を得て、運送業界も様変わりしております。今一度交通会議を開いていただき、別府、君谷全地域の住民が安心して暮らせるよう取り計らっていただきたいと思っております。2 問目、別府安心ネットも NPO 法人として高額な料金を設定せず、設立時の金額設定で頑張っておられますが、時代の変化で経営状態も厳しい状況にあるようです。せっかく地域のニーズに合った事業所ですが、閉鎖するわけにはいきません。町財政も難しい面もあると思っておりますが、持続可能な運営ができる事業所として、一層支援いただきたく思います。3 問目、運転手不足の問題です。この点も、別の手段を模索しながら、解消に向けて協議していかなくてはならないと思っております。執行部としても、お知恵をお借りできればと思っております。これらの点を踏まえ、君谷、別府地区に限らず今後 5 年から 10 年の美郷町の空白地区をどうしていくのか、考えていかなくてはならない時期に来ていると思っております。町としてのお考えをお聞きします。2 問目ですけど、産廃阻止に向けての取組みという題にしておりますけど、先般、5 月 14 日美郷町連合自治会長会議に出席させていただき、町内各連合自治会長様に、ここまでの産業廃棄物の計画についての経過並びに、概要を説明させていただきました。署名活動の協力を同時に依頼をさせていただきました。町民の皆様方のご理解とご協力を賜り、町内在住の方から 2538 名、町外在住の方から 1467 名、計 4005 名の署名をいただき、地元では、9 割近くの署名をいただきました。この署名をもちまして、8 月 29 日に県庁

に赴き、知事のほうに提出させていただきました。その中で産廃建設反対の民意の気持ちと、県として、慎重な判断をしていただくよう要望してまいりました。遅くなりましたが、ご協力いただいた町民の皆様方に、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。私も、多くの町民の建設反対の思いを受け止め、この活動の先頭に立って一生懸命取り組んでおります。私も、6月の議会でも質問がありましたが、改めてこの建設計画に対する町長のお考えを聞かしていただきたく思います。町長も立場上のこともおありでしょうが、地元住民、町民も町長の意見を待っています。質問を終わります。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは勝田議員のご質問1問目の「交通手段の難しい地域の問題解決について」にお答えします。始めに、NPO法人別府安心ネットの事業につきましても、地域自らが課題解決に向けて動かれている大変良い取り組みだというふうに私も認識しております。1つ目のご質問、交通空白地有償運送の区域変更に係る交通会議の開催についてお訪ねいただきました。交通空白地有償運送の登録や変更を行うためには、町が主催する地域公共交通会議、美郷町では、美郷町地域公共交通協議会と称しておりますが、こちらで審議し承認を得た上で、道路運送法に基づく登録を所管の運輸支局へ申請することが必要となります。地域公共交通会議は、中国運輸局島根運輸支局、島根県交通対策課、町内の路線バスやタクシーの運行事業者等が委員となっており、有償運送の必要性や運送区域、旅客から収受する対価等について審議がされます。今回のご質問のケースでは、有償運送事業者から区域変更の要請があれば、町が地域公共交通会議を開催し審議させていただきたいと思っておりますので、まずは事務局である企画推進課へご相談いただければと思います。なお、NPO法人別府安心ネットが設立されました平成24年当時の協議会におきましても、町内事業者から地頭所と港地区の利用客については、タクシーで対応が可能であるというご意見があり、この2地区が対象区域から除外されたという経緯がございます。次に、有償運送事業に対する支援についてお答えします。美郷町では住民の福祉の向上と交通空白地域を解消するため、平成29年度に公共交通空白地有償運送及び福祉有償運送を実施する事業者に対しまして、車両の購入や運行事業を支援する美郷町有償運送事業費補助金という制度を設置しました。補助の内容につきましては、車両購入で最大で350万円。運行事業につきましても最大200万円。いずれも10分の10の支援制度で町単独の財源で対応しています。これまでの実績としては、NPO法人別府安心ネットに平成30年度から昨年度までの間、年間で約110万円から200万円の支援を毎年行っています。更に支援を増やすとなりますと、議会や対外的に合理的な説明が必要となりますので、また、具体的なお話をいただければと思います。次に、運転手不足問題についてお答えします。運転手不足につきましても、少子高齢化による労働力の不足や運転手の労働環境、様々な社会情勢などの要因によって全国的な問題となっています。また、2024年にバスやトラック、タクシー運転手の長時間労働を防ぐために改正された改善基準告示により、問題が更に深刻化をしています。美郷町では運転手不足の対策としまして、令和5年12月に定住ポイント制度の中の有資格者ポイントの付与対象を拡充をさせていただいております。具体的には、大型自動車二種免許を取得されている人が、町内路線バスを運行する事業者就職をされた場合に100万ポイントを付与すると

いうもので、既に活用実績もあります。また、運転手不足に対する将来的な布石としまして、昨年度から自動運転EVバスの実証実験を行っています。今年も、粕淵から浜原へのルートと比之宮地域の2箇所、更に踏み込んだ実証実験を行うこととしております。その他にも、バリ島との交流の中で進めている外国人技能実習生制度の推進で、現在は、農業や介護の分野でバリ島からの受け入れを行っておりますが、昨年、特定技能1号の受け入れ分野に自動車運送業が追加されております。このことから、バスの運転手の確保につきましても、バリ島の特定技能実習生の受入ができないかということ、現在、検討しています。一方で、NPO法人別府安心ネットの運転手につきましても、これまで地域おこし協力隊の配置を行ってきておりますが、現在は任期満了により不在となっていると聞いております。引き続き、協力隊の配置に向け取り組んでまいりたいと考えておりますので、募集にあたってはご協力をいただきたいと思います。

●原議長

6番、勝田議員。

●勝田議員

分かりました。ありがとうございます。一つ目の回答について、私からも、事業所のほうに声をかけさせていただき、ぜひとも、交通会議を開いていただき、別府君谷の全地域の住民が安心して暮らせるよう、重ねてお願いいたします。次に、持続可能な運営ができる事業所の支援と、運転手不足の回答ですが、町として取組みも理解ができました。先日、予算決算委員会の中でも、活気あふれる町づくり課の方からも説明ありましたが、地域協力隊を安心ネットのほうに配置に向けて取り組んでいくとの説明もありました。少しでも、解決に向けて進んでいければいいと思っております。最後になりますけど、交通公共の在り方についても、今後、検討していかなくてはいけないと思っております。住民、町民が利用しやすい利便性を考慮した上での公共交通機関でなければならないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。これで、一つ目の質問を終わらせていただきます。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

それでは、勝田議員2つ目のご質問「産廃建設阻止に向けての取組み」について、お答えします。この件につきましては、先の6月議会での答弁と重複する部分があると思っておりますが、法制度や町の立場を踏まえてお答えをいたします。まずは、先ほど、議員からお話がありましたように、地域住民で組織されました「君谷の水と命を守る会」と「君谷地域連合自治会」の皆さんが力を合わせて積極的に取り組まれ、町内で町民の6割を超える2538筆、町外で1467筆、合計では美郷町の人口を超える4005筆もの署名を集められたことに対しまして、改めてそのご努力に敬意を表したいと思います。この署名数は、産業廃棄物処理施設の建設に対し、君谷地域だけではなく周辺地域、町内外の住民も問題意識を共有されていることの表れであると受け止めています。9月の4日には、勝田議員を含む守る会の代表者と意見交換をさせていただきました。その際、会の皆さん方が、8月29日に島根県庁を訪問され、処分場建設計画を認可しないよう求める嘆願書を提出されたとの報告もいただき、併せて地域の皆さんの抱える不安や率直なお気持

ちご意見も伺い、大変有意義な意見交換をすることができたと思っております。一方で、この件に関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、処理施設の設置許可等を含む権限は島根県にあり、美郷町としましては、それらに係る権限は有しておりません。町としての意見は、島根県が独自に定める産業廃棄物の処理に関する指導要領に基づいて事前協議に対する意見書と、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、許可申請に係る生活環境保全上の意見書として求められますので、2回の意見提出機会があります。町としましても、周辺地域の環境や住民生活への影響は大変重要な問題であると考えております。意見書では、地域の皆さんが将来にわたって、安全、安心に住み続けられる環境を維持することを前提として、町民の皆さんの思いを最大限尊重して、意見を提出させていただきたいと考えております。町としての対応が限られる中であっても、地域の皆さんの思いに寄り添い、地域との意見交換や情報収集、関係機関への情報提供等を今後も行ってまいりたいと思っております。

●原議長

6番、勝田議員。

●勝田議員

町民に寄り添う考え、姿勢である一方で、賛否表明は、法制度的なことや、町長という職の立場から難しいというふうに、受け取りました。一方で、町民は、町長の明確な意思を聞きたいと願っており、賛否を示すことが出来ない理由について、改めて、よりわかりやすく説明をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ありがとうございます。せっかくの機会ですので、お時間いただきまして、行政の執行部という立場と役割を、少し分かりやすく説明をさせていただきたいと思います。なぜ執行部と呼ばれるかという執行という意味はどういう意味かと申し上げますと、町あるいは、県もそうですが、事務を執行するという意味での執行をする役目と責任を持つてるという意味です。わかりやすく、例を挙げて申し上げますと、例えば、役場の住民課というところは、町民の皆さんの住民票や出生届、死亡届といった、様々な届け出を受け付けて、不備がなければ、これを受理して事務処理をするという、事務処理の執行を担っております。県や市町村に限らず、全ての行政の事務は、法律や規則などで定められておりまして、執行部は、それに則って事務を執行する責任を有しております。当然、この人は気に入らないから処理しないとか、受け取らないとかというふうな個人的な感情的な判断で、事務の執行を行うわけにはいきません。一方、議員さんや、議会はこうした事務を執行する役目は担っておりませんので、執行部とは呼ばれておりません。ある程度、その分自由に発言したり、行動したり意思を表明することができるという立場にあります。もう一つ例を挙げて申し上げますと、例えば町内で飲食店を開く場合には、いろいろな執行機関に届出を提出されることとなります。例えば、県の管轄である保健所には、食品衛生責任者を任命する書類などを作成して、営業許可の申請の届け書を提出することとなります。消防署には、防火管理者などを記入した営業許可届出書類というのを提出することになっています。町の役場には、例えば、上下水道の使用許可

などの申請書を記入して、届出を出すことになります。それぞれの執行機関は、届出などに不備がなければ、受理をして事務処理を行わなければならないというふうな役割です。ですので、例えば、「あなたは夜のカラオケの営業をして騒音で近所迷惑かけるかもしれないから、受け取らない」というふうなことは出来ない仕組みになります。もし、正当な理由がなく、拒否をすると、法令で定められている事務を行わないということになりますので、執行部として、法令違反を犯すと、こういうふうな立場になっております。例を挙げて、少し長くご説明申し上げましたけども、今回の案件に関して言えば、今現段階では、事前協議、あるいは許可申請という2つの段階もまだ行われていない段階ですので、正当な理由がなく、今反対を表明するということが出来ない立場にあります。こちらにつきましては、ぜひ、立場をご理解いただければと思います。一方で、今後、事業者から、先ほど申し上げましたように2回、おそらく手続き上のことがあります。1つは事前協議の申し出、次に、許可申請という2つの段階が行われる時に、町として意見を求められることになります。ですので、町としては、2回意見を申し上げる機会というのが出てまいります。例えば、これは仮の話ですけども、住民の反対の意思が非常に強いので、慎重に対応していただきたいですとか、住民の理解を得られるように丁寧に対応していただきたいとか、こういったことは、当然、意見として行うというふうなことは、当然想定はできます。いずれにしても、現段階のところでは、何とも申し上げようがないんですけども、私としましては、今後も、地域の皆さんの思いに寄り添って、できる限りのことをしてまいりたいというふうに考えています。

●原議長

6番、勝田議員。

●勝田議員

法的な面で、理由は、今の説明で具体的に理解はしたつもりです。しかしながら、ちょうど時期、タイミングもあつたんですけど、鳥取県の江府町では、風力発電の計画に対して、先日、早速、江府町の町長が反対表明をされました。今朝の朝刊にもそれに関連して、江府町の町長に続き、日野町の町長も、発言されました。その事例と、今回の事例がどう違うのか、お手数ですが、示していただければと思います。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

ありがとうございます。私も非常に興味を持って、記事を読ませていただきました。少し風力発電とは違う部分あるんですけども、大まかに申し上げますと、私もこの江府町、日野町の件は、新聞報道でしか把握をしていないもんですから、全てのことをわかった上で、ではありませんけど新聞報道上の情報でいきますと、それぞれの町長さん、反対理由を明確にされています。反対理由としては、説明がなく事業者が計画を変更したということで、事業者への不信感、あるいは事業者の対応がなっていないということの一つは理由にあげられています。もう一つは住民の不安が払拭出来てないというふうな記述もありました。ですので、こういう理由をもって、反対を表明されたんだろうというふうに認識をしております。これは、法令を破るための理屈のつかない理由ではなくて、当然のことながら、相手側の事業者に落ち度があるという前提で、反対をされたも

のというふうに理解しております。状況としましては、鳥取県の事案につきましては、計画がある程度進められて、現段階で、事業者側にある程度落ち度があるという段階での反対表明だというふうに理解をしております。

●原議長

6番、勝田議員。

●勝田議員

今の答弁で賛否表明出来ない理由は、町民にわかりやすいものではなかったかと思えます。また、発言できる町長の考えや行動として、町民の思いに寄り添い、町にできる対応していくということも、ただいまの説明で、確認させていただきました。その上で、6月議会の一般質問でも、複数の議員さんのほうからこの産廃問題について、質疑がありました。改めてこの場で経緯についても、各課の方に何点か私のほうからも聞かせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。まず、私が産廃処分場計画の予定地の登記簿を確認してもらったところ、既に2年前に、企業は用地を購入しているんですね。それが明記されてました。こうした大規模な土地を取得する場合には、私もはっきり法律上のことはわかりませんが、町を通して、県に提出、届出を出さなきゃいけないという決まり事があると私も認識してはいますが、地元では、逆にそういう2年前に、町に建設計画が打診があって、その建設計画を町は知っていたんじゃないかという臆測も出ています。そこら辺、私も何とも、今の段階で言えませんが、町としてご存じだったのか、ちょっとお聞きさせていただければと思います。

●原議長

ちょっと待ってください。ただ今の勝田議員は通告の範囲をちょっと超えた部分がありますが、執行部の方で、もしお答えしていただければ、よろしく願いをいたします。

●原議長

番外、企画推進課長。

●永妻企画推進課長

お答えをいたします。6月の議会の答弁内容と少し重なる部分があるかと思えますけれども、まずは、制度についてご説明をさせていただきます。国土利用計画法におきましては、一定の面積以上のもの、美郷町でありますと、都市計画区域外になりますので、1ヘクタール以上の土地の取引があった場合には、土地の権利取得者が、2週間以内に、土地の所在、市町村を經由して、県に届出を行うというふうになってございます。この手続に関しましては、土地利用計画に適合しているかっていうことが審査を県の方でされる訳ですけども、市町村の事務は経由機関として、売買の事実を確認するだけの事務内容というふうになってございます。また届け先であります県においても、利用目的ですか、事業内容の確認審査というのはされておりません。そのため、届出を經由するだけの美郷町におきましては利用目的の審査などは行ってございません。また、この届出の情報については、県の方の所管になりますけれども、公表をされていない、するものではないということもされておりますので、町の方においても、それに準じて公表はしてございません。こうした制度運用となっておりますので、町は、その2年前ですね、その当時において、権利取得者が産廃処分場を建設するということを認識していた事実はないということでございます。

●原議長

6番、勝田議員。

●勝田議員

また、ご指摘があるかもしれないが、もう1点ほど聞かせていただければと思いますので、もし難しかったら、断るということだけで言っていただければいいと思いますので、よろしく願いいたします。それともう1点、地域住民が抱えている率直な質問をちょっと問わせていただきたいのですが、現在、計画予定地の進入路を企業が地元への説明もなく、バリケードを設置しているんですよね。この点について、その手続は、どのようなものになったのか。勝手に企業がしたものなのか、町のほうに話があって、それに対して町がどういう対応をとられたということをお聞きしたいと思いますが、よろしかったらいいので、お願いします。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

計画予定地への進入路にかかる手続きのご質問だと思います。今、その進入路の部分については、その企業に貸しているという状況なっております。この進入路に対して企業が借りたいという申し出があったのは、3月だったと記憶しておりますけれども、企業が地元向けに行われた説明会の後に行われております。またこの際につきましてはですね、地元から情報提供もいただきまして、町から職員を派遣して情報収集を行ったというところがございます。そして、その企業からの使用申請の目的はですね、いわゆる、法的な手続きである環境生活影響調査と、環境影響調査それに関連するものでございました。そのためですね、法令に基づく事務を行う行政機関として、その範囲で対応したというものでございます。以上です。

●原議長

6番、勝田議員。

●勝田議員

しつこいようですが、それについて、先ほど、環境調査のためのバリケード設置と言われましたけど、今現在、企業側からの予定表では、今年いっぱい、環境調査にあてるということは、予定表に書いてあります。ということは、環境調査と私どもが思うのは、ゲートがどう関係があるのかと、単純に、何のための関係調査する、環境調査とゲートが関係あるのかという問題も、ちょっと納得出来ないんですけど、例えば、町行政として、環境調査が終われば、そのゲートは、撤去するように申し出をされるものなのか。今後ともずっと設置許可されるものなのか、もし差し支えなかったらでよろしいので、お聞かせ願えればと思います。

●原議長

執行部の方よろしければ。

●原議長

番外、総務課長。

●中原総務課長

承知いたしました。主に環境影響調査を考慮した期間のことかと思えます。環境影響調査に必要と想定される期間として、町のほうは、1年間の貸出しとしております。これは先方の希望、先方が希望された期間とは異なる期間、異なるというか、それよりも短い期間で貸し出すこととしております。加えてもう一つご質問があったと思えますけれども、今後はどうなのかということでありまして、町が今、企業に貸出しておるのは環境影響調査に必要と想定される期間ということですので、以降については白紙となっております。以上です。

●原議長

8番、勝田議員。

●勝田議員

6番、勝田議員。

●勝田議員

質問通告とちょっと筋が違うんじゃないかという議長のほうからの発言もありましたけど、私がこれを意図する目的として、2つの問題というのは、以前から住民が疑問に思い、あれをしてきたことなんで、いずれこの辺でどっかで、町民も納得していただきたいし、この問題をひこずってまで、今後はもっともっと大変な立場になっていくと思われまして、一つ一つ問題解決のためにちょっとご提案をさせていただきました。それに伴ってもう一つなんですけど、先ほど、2年前の土地取得のことも関連して、町有地を企業が勝手に使用して、バリケードまで設置しているとか、町に固定資産税が入るんじゃないかなとか、そういう理由から、町は企業に投資をしとるんじゃないのかというような声も実際、もういろんな話合いの場とか、そういうところで、地元のほうからも出とる点についても、また、ご迷惑でなければ教えていただければと思うんですけど、いかがでしょうか。

●原議長

勝田議員、申し訳ないです。ちょっと通告の範囲をちょっと超え過ぎとるんで、またの機会に質問していただければというふうに思います。大丈夫ですか。

●原議長

番外、町長。

●嘉戸町長

通告外ではありますけども、おそらく、住民の皆さんが素朴な疑問を持たれて、疑念を持たれてると思いますので、先ほど、ゲート設置のところのお話をしましたので、固定資産が入るんじゃないかと、資産税が入るんじゃないかという点につきましては、ほぼ多分入らないと思います。というのは固定資産というのは、建物ですとか、減価償却を行うような建物に対して固定資産税っていうのはかかってきますので、今回は、ゴミとかを埋める施設ですので、建物がほとんど建たないと思っておりますから、固定資産税は、おそらくほとんど町には入ってこないと思います。それと、もし仮に入ってくるとしても、入ってくるから賛成で、入ってこないから反対というつもりは全くありませんで、やはり町民の皆さんの気持ちに寄り添って、それを尊重しながら、様々な判断をし

たいというふうに思っております。

●原議長

6番、勝田委員。

●勝田議員

色々ちょっと脱線した質問させてもらって申し訳なく思います。これで、皆さん方へも私のほうから、地元のほうに説明もできると思いますし、今後、先ほど言いましたようにこれからの問題についても、地元と住民の皆さんも新しい目線で戦っていけると思います。こうして、行政側、また会、議員としてそういう町とのやりとり、情報交換が行われることは、地域にとって、町の対応への疑問払拭だけでなく、取組みの支援にもつながることと期待しておりますので、今後ともよろしく願います。私も、議員と、君谷の水と命を守る会の代表として、さらに活動の幅を広げていくつもりです。署名活動も、今、提出はさしてもらったんですけど、今後とも継続してやっていきたいと思えますし、また町議会議員による議連の立ち上げをさしていただいて、周囲の大田、川本、江津の議長さんのほうにもお話に行かさせてもらって、ぜひとも、美郷町取り巻く近隣市町村、幅広い地域の輪として、県のほうにも協力を要請していただければというお話にも行かしてもらいたいと思っております。また、静岡が本社なんですけど、企業の本社のほうにも出向いて、住民や町民からこれだけの署名が集まったということのを直に社長に会えればと今計画しております。こういう格好で私たちも、今後とも頑張っていきたいと思えます。地域だけで、小さい地域だけで、幾ら頑張っても、あれだけの大企業に立ち向かっていくことは、困難と思っております。さらに、近隣市町村とかに反対の輪を広げていき、官民一体となった反対運動ということを取り組んでいければと思っておりますので、行政としても、今後とも支援、ご協力をお願いして、私の意見を終わらせていただきたいと思えます。いろいろ今日すみませんでした。ありがとうございました。

●原議長

勝田議員の質問が終わりました。

以上で、本定例会に通告されておりました一般質問が全て終了いたしました。

ここで、11時30分まで休憩いたします。

(休憩 午前 11時18分)

(再開 午前 11時30分)

●原議長

会議を再開いたします。

日程第4、委員会審査及び質疑を議題といたします。各委員会に付託した案件の審査結果報告を求めます。

はじめに、総務委員長。

●原議長

総務委員長。

●**箕根議員**

それでは総務委員会より、委員会審査報告を申し上げます。令和7年9月10日。美郷町議会議長 原 克美様。総務委員会委員長 箕根 正一。委員会審査報告書。本委員会に付託された下記案件について、慎重に審査を行いました結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件。議案第63号、美郷町固定資産評価審査委員会員の選任について、議案第64号、美郷町固定資産評価審査委員会の選任について、議案第65号、美郷町固定資産評価審査委員会の選任について、以上でございます。

●**原議長**

総務委員会に付託いたしました案件の報告が終わりました。
質疑はございませんか。

(なしの声)

●**原議長**

質疑はないようですので、質疑を終わります。
総務委員長。ご苦労さまでした。
続いて、教育民生委員長。

●**原議長**

教育民生委員長。

●**日高議員**

当委員会に付託されました案件について審議いたしましたので、ここに報告いたします。令和7年9月12日。美郷町議会議長 原 克美様。教育民生委員会委員長 日高 学。委員会審査報告書。本委員会に付託された各案件について慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件。議案第54号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、でございます。

●**原議長**

教育民生委員会に付託しました案件の報告は終わりました。
質疑はございませんか。

(なしの声)

●**原議長**

質疑がないようですので、質疑を終わります。
教育民生委員長。ご苦労さまでした。
続いて、産業建設委員長。

●**原議長**

産業建設委員長。

●**藤原芳樹議員**

産業建設委員会に付託されました案件に関しまして、ここに読み上げて委員会の報告

をさせていただきます。令和7年9月12日。美郷町議会議長 原 克美様。産業建設委員会委員長 藤原 芳樹。委員会審査報告書。本委員会に付託された下記案件について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、美郷町議会美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件。議案第62号、町道路線の認定についてです。

●原議長

産業建設委員会に付託した案件の報告は終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●原議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。

産業建設委員長、お疲れさまでした。

続きまして、予算決算委員長。

●原議長

予算決算委員長。

●福島議員

予算委員会に付託されました案件につきまして、報告いたします。令和7年9月12日。美郷町議会議長 原 克美様。予算決算委員会委員長 福島 教次郎。委員会審査報告書。本委員会に付託されました案件について慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決すべきものと決定したもので、美郷町議会会議規則第77条の規定により報告します。記、付託された案件。議案第55号、令和7年度美郷町一般会計補正予算第2号、議案第56号、令和7年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号、議案第57号、令和7年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号、議案第58号、令和7年度美郷町簡易水道事業会計補正予算第1号、議案第59号、令和6年度美郷町歳入歳出決算の認定を求めることについて、議案第60号、令和6年度簡易水道事業会計決算の認定を求めることについて、議案第61号、令和6年度下水道事業会計決算の認定を求めることについて、以上であります。

●原議長

予算決算委員会に付託しました案件の報告は終わりました。

質疑はございませんか。

(なしの声)

●原議長

質疑がないようですので、質疑を終わります。

予算決算委員長、お疲れさまでした。

日程第5、議案の討論及び表決を議題といたします。

初めに、議案第54号から議案第65号までの議案12件について、一括して討論に入ります。討論のある方は議案番号を示してからお願いいたします。

まず、反対討論はありませんか。

(なしの声)

●原議長

次に、賛成討論はありませんか。
(なしの声)

●原議長

いずれも討論がないようでありますので、討論を終わります。
続きまして、採決に入ります。
議案第54号から議案第65号までの12件について、順次採決を行います。これらの議案について、各委員会からは、いずれも可決とすべきとの委員長報告がありました。
お諮りします。

初めに、議案第54号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、賛成のボタンを反対の議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはございませんか。
(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定いたします。
(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第55号、令和7年度美郷町一般会計補正予算第2号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。
押し忘れはありませんか。
(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。
(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。
よって、本案は、本案は原案のとおり可決されました。
次に、議案第56号、令和7年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第2号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。
押し忘れはありませんか。
(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 57 号、令和 7 年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 58 号、令和 7 年度美郷町簡易水道事業会計補正予算第 1 号について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 59 号、令和 6 年度美郷町歳入歳出決算決算の認定を求めることについて、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成ボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(賛成全員)

●原議長

なしと認め、確定します。賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 60 号、令和 6 年度簡易水道事業会計決算の認定を求めることについて、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 61 号、令和 6 年度下水道事業会計決算の認定を求めることについて、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成ボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 62 号、町道路線の認定について、委員長報告のとおり決することに賛成の議員は賛成のボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決します。

次に、議案第 63 号、美郷町固定資産評価委員審査委員会委員の選任について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成ボタンを、反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

賛成全員であります。

(賛成全員)

●原議長

よって、本案は原案のとおり可決しました。

次に、議案第 64 号、美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任について、委員長報

告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを、反対議員は反対ボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

賛成全員であります。

(賛成全員)

●原議長

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 65 号、美郷町固定資産評価審査委員会委員の選任について、委員長報告のとおり決することに賛成議員は賛成のボタンを反対議員は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

(なしの声)

●原議長

なしと認め、確定します。

(賛成全員)

●原議長

賛成全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 6、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付してありますとおり議員派遣をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

ご異議なしと認め、議員派遣の件につきましては、お手元に配付したとおり派遣することに決しました。

日程第 7、委員会の継続審査調査付託を議題といたします。

お諮りします。

お手元に配付しておりますように、各委員会から閉会中の継続審査調査の申出が提出されておりますので、これらの申出のとおりそれぞれの委員会へ付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●原議長

ご異議なしと認めます。

よってそれぞれの委員会へ付託することに決しました。

今定例会へ付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じるとともに、令和 7 年美郷町議会第 3 回定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(閉 会 午 前 1 1 時 5 0 分)